

5-4 ハラスメント相談所について知っていること（複数回答）（Q19）

- ・ 学生の4割、教職員の2割に、いまだその存在が知られていない。
- ・ 本郷の安田講堂に相談所があることは認知されているが、駒場の8号館に相談所があることは、駒場の学生にも認知が低い。
- ・ 非常勤講師や非常勤職員の認知が低い。
- ・ 第2回調査と比較すると、多くの項目で認知が高まっている。

(1) ハラスメント相談所についての知識

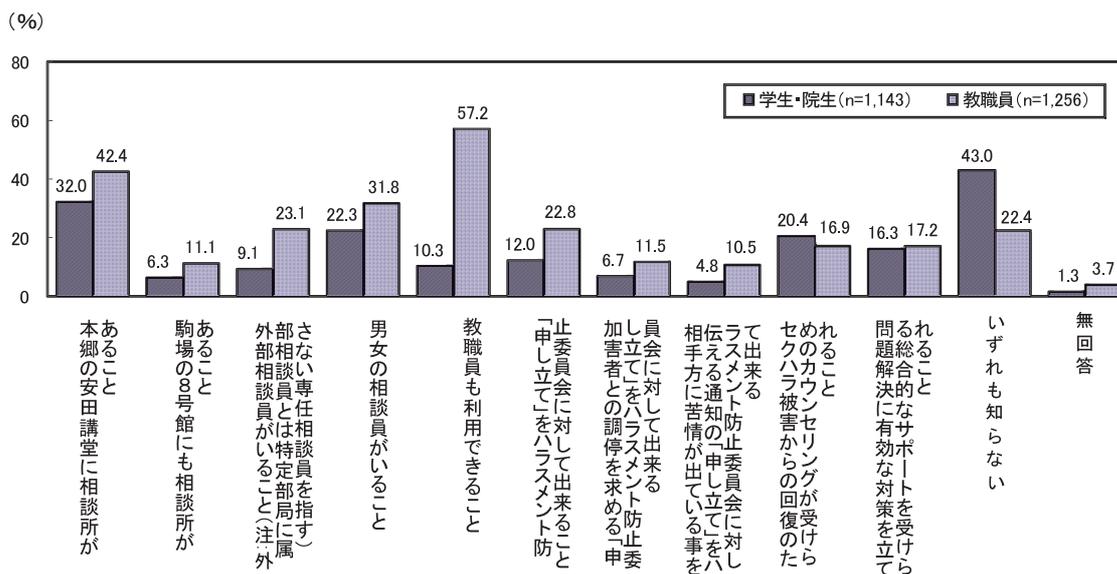


図5-4(1) ハラスメント相談所について知っていること

学生では、「いずれも知らない(43.0%)」が最も多く、特に男子学生の50.0%がこれを選んでいった(女性では38.6%)。学生に知られている内容としては、「本郷の安田講堂に相談所があること(32.0%)」「男女の相談員がいること(22.3%)」「セクハラ被害からの回復のためのカウンセリングが受けられること(20.4%)」が多かった。

教職員では、「教職員も利用できること(57.2%)」「本郷の安田講堂に相談所があること(42.4%)」「男女の相談員がいること(31.8%)」がよく知られている。ほぼ全ての項目で、学生より教職員の認知が高い。

学生について立場別に見ると、「本郷の安田講堂に相談所があること」は大学院生で学部学生より、「セクハラ被害からの回復のためのカウンセリングが受けられること」は学部学生で大学院生よりよく知られていた。

文系・理系別に見ると、文系及び理系(主に本郷生と考えられる)では、「本郷の安田講堂に相談所があること」は特に女性学生によく知られているのに対して(女性文系46.3%、理系39.6%、男性文系36.8%、理系29.1%)、駒場生には「駒場の8号館に相談所があること」はほとんど知られていない(女性14.2%、男性11.0%)。また、駒場、理系、文系の順に、「いずれも知らない」が多く、駒場では「いずれも知らない」が女性50.0%、男性56.2%

にのぼった。

教職員について立場別に見ると、非常勤講師、非常勤職員で「いずれも知らない」が多いのが特徴的である（教員 18.2%、職員 16.8%、非常勤講師 57.9%、非常勤職員 45.5%）。また、「救済措置を求める申し立てをできる」「加害者との調停を求める申し立てをできる」「相手方に苦情が出ていることを伝える通知の申し立てをできる」といった詳細な点については、教員の方が職員よりもよく知っていた。

第 2 回調査と比較すると、多くの項目で認知が高まっている。特に認知が高まった項目は、「本郷の安田講堂に相談所があること（学生：第 2 回調査 23.1%→今回調査 32.0%、教職員：34.8%→42.4%）」「外部相談員がいること（学生：6.8%→9.1%、教職員 15.6%→23.1%）」「男女の相談員がいること（学生：16.6%→22.3%、教職員：27.8%→31.8%）」であった。

(2) ハラスメント相談所についての知識と相談意向

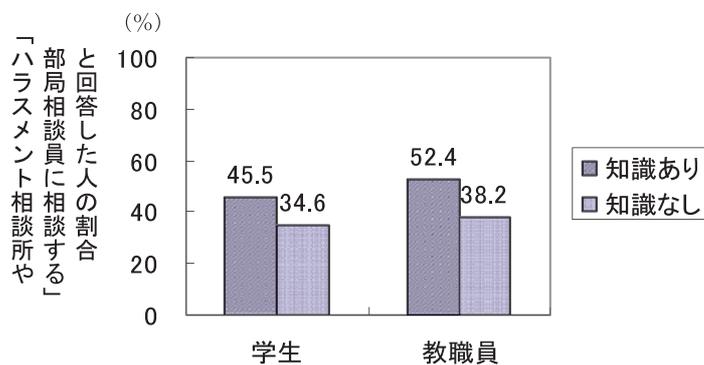


図 5-4 (2) 「もしセクハラにあったら、ハラスメント相談所や部局相談員に相談する」と回答した人の割合（東大ハラスメント相談所についての知識別）

東大ハラスメント相談所についての知識とハラスメント相談所及び部局相談員への相談意向との関連を調べたところ、東大ハラスメント相談所について知らない人（ハラスメント相談所について知っていることを尋ねた質問項目で「いずれも知らない」と回答した人）では、「もしセクハラ被害を受けた場合にはハラスメント相談所や部局相談員へ相談する」という割合が低かった（学生：知識有 43.5%、知識無 30.3%、教職員：52.4%、38.2%）。ハラスメント相談所についての認識が高まることで、学内窓口への相談意向も高まる可能性が示唆される。

VIその他

6-1 ジェンダーに関わるアカデミック・ハラスメントに関する意識(複数回答)(Q20)

- ・ 院生、教職員とも、「重要なポストには男性ばかりがついている」「男性の視点で意思決定されている事柄が多い」という項目で、「そう思う」の回答が多い。
- ・ 女性の方が男性より、ジェンダーに関わるアカハラを感じている。
- ・ 女性非常勤講師で、「そう思う」の回答が目立つ。

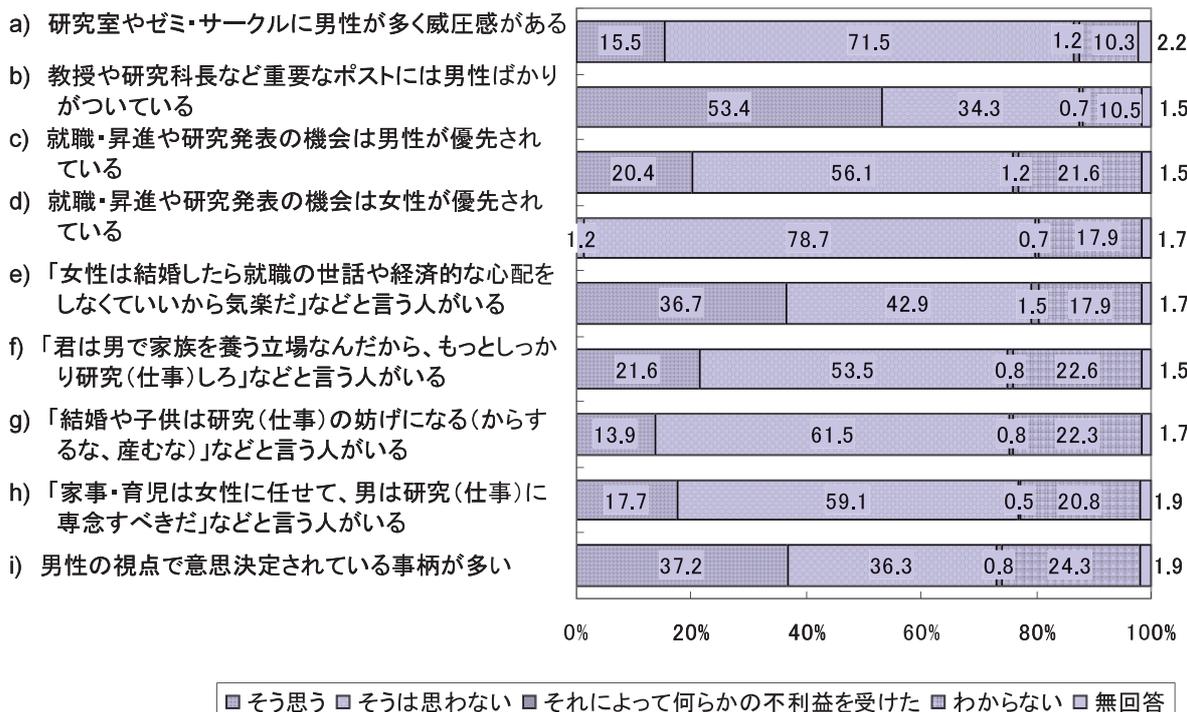


図6-1a ジェンダーに関わるアカデミック・ハラスメントに関する意見(大学院生:n=592)

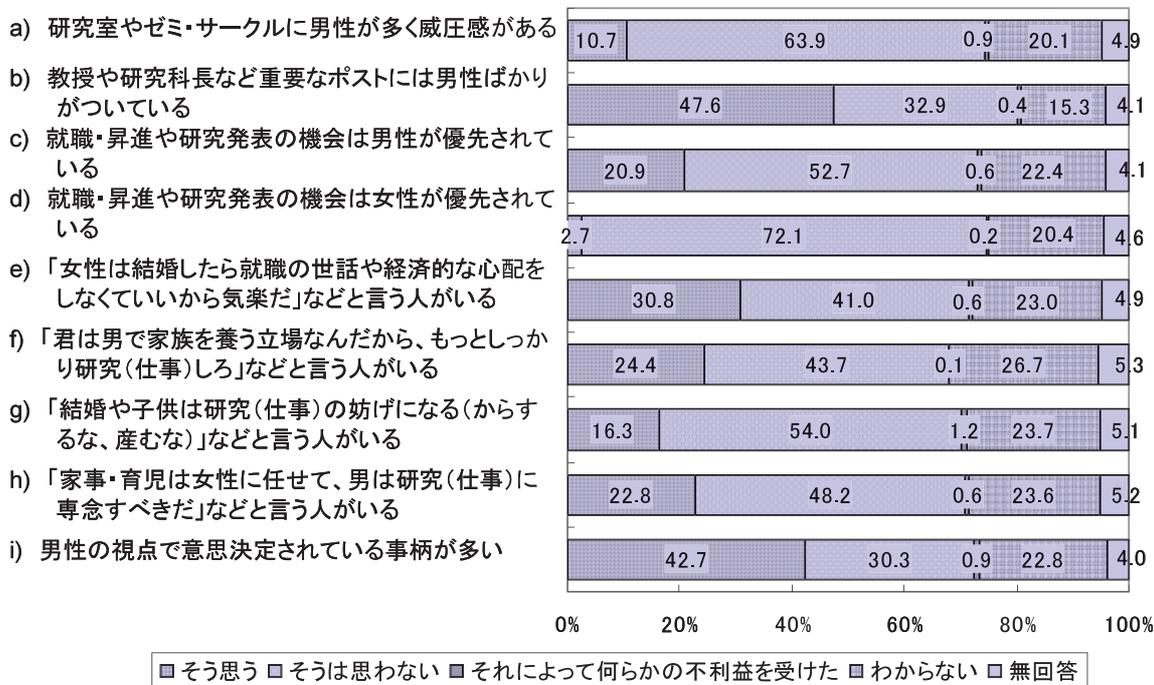


図6-1b ジェンダーに関わるアカデミック・ハラスメントに関する意見（教職員：n=1,256）

この質問は学部学生には尋ねていないため、この質問の該当者は、大学院生 592 名と、教職員 1,256 名である。

院生、教職員とも、「そう思う」との回答が最も多かった項目は、「教授や研究科長など重要ポストには男性ばかりがついている（院生 53.4%、教職員 47.6%）」「男性の視点で意思決定されている事柄が多い（院生 37.2%、教職員 42.7%）」の 2 項目。また、「女性は結婚したら就職の世話や経済的な心配をしなくていいから気楽だなどと言う人がいる（院生 36.7%、教職員 30.8%）」も、そう思うと答えた人の割合が他の項目に比べて多い。

上記の 2 項目以外の項目は全て「そう思わない」の回答が最も多かった。特に、「そう思わない」が 6 割以上に上ったのは、「研究室やゼミ・サークルに男性が多く威圧感がある（院生 71.5%、教職員 63.9%）」「就職・昇進や研究発表の機会は女性が優先されている（院生 78.7%、教職員 72.1%）」の項目であった。大学院生では「結婚や子供は研究の妨げになる(からするな)などと言う人がいる（院生 61.5%、教職員 54.0%）」も「そう思わない」が 6 割を超える。

「それによって何らかの不利益を受けた」という人は、すべての項目について、院生、教職員とも、ほとんどいない（2%以下）。

性別に見ると、「就職・昇進や研究発表の機会は女性が優先されている」「君は男で家族を養う立場なんだからもっとしっかり研究しろなどと言う人がいる」を除く全ての項目で、女性のほうが「そう思う」と回答している。特に性差が大きいのは、「重要ポストには男性ばかりがついている（院生：女性 63.1%、男性 41.1%、教職員：女性 57.3%、男性 38.0%）」「就職・昇進等の機会は男性が優先されている（院生：女性 25.9%、男性 13.3%、教職員：女性 31.4%、男性 11.0%）」「男性の視点で意思決定されている事柄が多い（院生：女性 43.9%、

男性 28.2%、教職員：女性 52.8%、男性 33.3%)」。なお、教職員では全体的に院生より性差が大きい。

大学院生について、文系・理系別に見ると、女性理系と男性駒場生で「研究室やゼミ・サークルに男性が多く威圧感がある（理系女性 23.1%、駒場男性 28.6%）」に、「そう思う」と回答する人が多い。文系男性では「就職や研究発表の機会は男性の方が優先（9.8%）」に「そう思う」と回答する人が少ない。「結婚や子供は研究の妨げになる」「家事・育児は女性に任せて男は研究に専念すべきと言う人がある」は、駒場、理系、文系の順に「そう思う」と回答する人が多くなっており、前者は駒場女性 25.9%、駒場男性 14.3%、後者は駒場女性 29.6%、駒場男性 21.4%になる。

教職員について、立場別に見ると、人数は少ないものの、女性非常勤講師で、「女性は結婚したら就職の世話や経済的な心配をしなくていいから気楽だなどと言う人がある（69.2%）」「家事・育児は女性に任せて男は研究に専念すべきだなどと言う人がある（76.9%）」「男性の視点で意思決定されている事柄が多い（84.6%）」といった項目で「そう思う」の多さが目立つ。立場の弱い非常勤講師がアカハラの被害にあいやすいのではないかと想像される。

6-2 東京大学以外でのセクハラ経験（学生のみ：Q22）

- ・ 「ある」は女性 30%、男性 2%。学部学生より院生で高い。
- ・ 3回の調査を通じて、特に女性学部学生でセクハラを経験した比率は減少している。

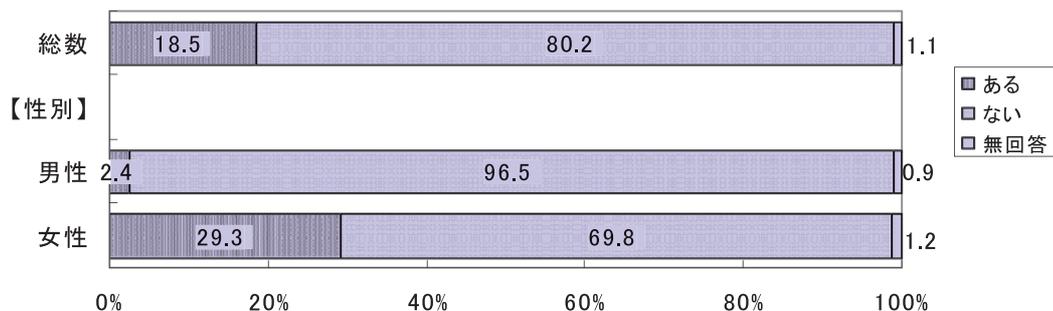


図 6-2 東京大学以外でのセクハラ経験（学生のみ n=1,143）

学生に限定して、東京大学以外でのセクハラ経験を聞いたところ、「ある」が 18.5%、「ない」が 80.2%だった。「ある」は女性学部学生（20.7%）に比べて女性大学院生（38.0%）の方が高く、男性学部学生（1.4%）、男性院生（3.3%）と比べて大きな開きがある。これは、前回の調査と同じ結果である。

過去 2 回の調査を通して、全体としての経験率はわずかずつ下がっており（24%→20.7%→18.5%）、特に女性の学部学生では減少している（35.5%→24.4%→20.7%）。

VII 自由記述のまとめ

学生・院生の自由回答

7-1 Q21 アカデミック・ハラスメント経験（大学院生・研究生のみ）

該当者 592 名のうち、回答を記入したもの 94 名、うち、女性 77 名、男性 17 名。

(1) 女性の回答に多くみられた意見

女性は研究に向かないという偏見

- ・ 「学問をやるのは男性で、女性は研究者に向いていない」というような偏見があり、女性であるというだけで仕事を任されなかったり、共同研究から外されたりした。

性別による役割の強要

- ・ お茶くみやコピー取り、片付けなどの雑用を女性ばかりにさせる。

結婚・出産に対する無理解

- ・ 教員から結婚・出産・生理などに関して理解のない態度をとられたり、差別的な発言をされたりする。満足なサポート体制がない（出産・育児休業が在学年限にカウントされるなど）。

学生仲間・教員からのセクハラにより、結果として仕事がやりにくくなるパターン

- ・ 多数（Q23②の項を参照）

その他

- ・ 特に理系の大学院での被害が多くみられる。

(2) 男性の回答に多くみられた意見

女性への優遇に言及するもの

- ・ 女性の方が仕事の上で優遇され、自分の研究時間を削られている。
- ・ 教員が女性に対してばかり優しかったり、ひいきをしたりする。

(3) 男女ともに多くみられた意見

教員の好き嫌い・教員との意見の相違によって学問上の不利益が生じる

- ・ 教員が気分や学生の好き嫌い、自分の指導する学生かどうかなどによって態度を変える。そのせいで研究や授業で支障が生じている。
- ・ 教員が卒論・修論の指導を充分にしてくれず困っている。前触れなく突然指導を断られた。
- ・ 仕事に誘われたり、紹介されたりしたのを断った場合、嫌がらせを受ける。
- ・ 性的なものではないがいじめが存在している（根拠のない誹謗中傷、威圧的言動等）。

出身大学・学部による差別

- ・ 出身大学、学部の違いで差別的な態度をとられる。特に他大学出身で東大の大学院に進学してきた場合に多い。

7-2 Q23 セクハラやアカハラへの対処とその結果、これまでの質問では言い尽くせなかった被害の経験など

該当者 1,143 名のうち、回答を記入したもの 258 名、うち、女性 224 名、男性 33 名、その他 1 名。回答の多かったのは、女性の院生・研究生、次に女性の学部生。

(1) セクハラ・アカハラ経験への対処とその結果

自力で解決できたケース

- ・ 不快に思っていることを面と向かってはっきりと伝えたら解決した。
- ・ 相手を徹底的に避けているうちに無くなった。

ハラスメント相談所に相談したケース

- ・ セクハラ相談所に相談した結果、大変気持ちが楽になった。

諦め・泣き寝入り

- ・ 自分の立場や将来を脅かされる恐れがあるので、研究室内のハラスメントで相手が目上の場合には抗議できず泣き寝入りしている。
- ・ 一時的な言動については、笑って聞き流したり無視したりして、気にしないように努めている。諦めている。
- ・ 身近な人には話しづらいので悩んでいる。

報復を受ける等、さらに被害が拡大したケース

- ・ 抗議したことに対して報復された、人間関係がぎこちなくなった。

(2) 質問項目中で言い尽くせなかった被害の経験

- ・ セクハラが黙認される環境自体がストレスになっている。
- ・ 私的なこと（既婚かどうか、恋人の有無）を聞かれ判断材料にされた。
- ・ ストーカー被害の経験がある（しつこいメールや電話、つきまとい等）。
- ・ 一緒に食事に行ったり、飲みに行ったりするよう強要される。また、特に酒席でのマナーの低下がひどい。
- ・ 被害のせいでアルバイトを辞めざるをえなかった。うつ病、神経症になった。

7-3 Q24 大学におけるセクハラ・アカハラ、または本調査に対する意見

該当者 1,143 名のうち、回答を記入したもの 268 名、うち、女性 157 名、男性 110 名、その他 1 名。

(1) 大学への要望

教員等大学構成員の男女比率について

- ・ 男性に対して女性が圧倒的に少ない環境が問題。改善の取り組みをしてほしい。

出産・育児等へのサポート体制について

- ・ 出産・育児の際に安心して研究に打ち込めるよう、サポート体制（託児所等）を充実させてほしい。

(2) ハラスメント防止委員会の活動に対する意見

ハラスメントに対する啓発活動について

- ・ 被害者の相談を受けるだけでなく、セクハラに対する知識や理解を深めるための情

報提供などの活動を活発に行うべき。オープンな環境作りに貢献してほしい。

- ・ セクハラそのものについてだけでなく、コミュニケーション能力（特に異性間）を高めるための教育活動を行ってほしい。
- ・ セクハラには受け取り方によって個人差があり、対応は困難だと思う。セクハラの実態をきちんとし、知らせることが必要。
- ・ あまり過剰に反応し、騒ぎ立てるのはよくないのではないか。もともとある男女間の性差まで問題にしている場合もある。

相談所の広報について

- ・ 相談所の窓口の存在があまり知られていないので、存在や活動内容をもっと広くアピールするべきだ。リーフレットだけでなくガイダンスでの告知も徹底してほしい。

ハラスメント相談所の組織の仕方について

- ・ 相談所のトップは身内ではなく、学外の方がやるのが望ましい。内輪に甘くしないしてほしい。教員に対する啓発を徹底するべきだ。

被害者支援・加害者への懲罰制度について

- ・ 被害者に対する支援の強化、教員や職員の違反行為に対する懲罰制度の確立を望む。
- ・ これまで解決されたモデルケースについても公開してほしい。

相談への対応について

- ・ ハラスメントの相談に行ったらセクハラでなければ対応できないと言われた。アカデミックハラスメントを含めて全般的に対応してほしい。
- ・ 活動が女性に対するセクハラに限定されている。アカハラやいじめ、男性の被害にも分け隔てなく対応してほしい。
- ・ 東大内部だけでなく、学外の被害にも対応してほしい。

(3) 本調査についての意見

- ・ 設問に気遣いが感じられた。調査自体が意識を高める契機になった。
- ・ アンケート全体が女性向けに作られていて、男性には答えづらかった。
- ・ 自分が被害者である場合の質問しかなかったため、加害者となってしまった場合も想定して質問に取り入れてほしい。
- ・ 調査から個人が特定されないかが心配。外部の第三者機関に取りまとめをしてほしい。

教職員の自由回答

7-4 Q21 アカデミック・ハラスメント経験

該当者 1,256 名のうち、回答を記入したもの 131 名、うち、女性 86 名、男性 41 名、その他 4 名。回答の多かったのは、女性非常勤講師、女性教員、次に、男性非常勤職員、女性非常勤職員、であった。

(1) 女性の回答に多くみられた意見

女性は研究に向かないという偏見

- ・ 「女性は研究より翻訳でもしていればいい」「女は愛嬌、にこにこしていればいい」など、研究意欲を阻害されるような発言がある。大学は男社会だという偏見がまだまだに存在する。
- ・ 同様に仕事をこなしている男性と比べて、昇進が遅いと感じる。
性別による役割の強要
- ・ お茶くみ、買い出し、掃除や後片付けなどは女性がやるのが当たり前だと思われていて、感謝もされない。
- ・ 仕事の内容を性別で区別するような意識が根強い。事務関係の嘱託職員は女性なので、女性教員が世話をするのは当然などという発言がある。
出産・育児と仕事の両立に対する無理解
- ・ 出産の前後に周りから十分な理解が得られず、いやみを言われたりして冷たくされたり、仕事の指示がもらえなかったりして精神的に追い込まれた。
- ・ 育児のために休職したり、定時に帰ったりすると、仕事で不利な立場に立たされる。小さな子供のいる人に対する支援体制がまったくできていない。
- ・ 研究室の女性の数自体が少なく、生理などの体調不良を訴えづらい。
同僚・教員（特に上位教員）のからのセクハラにより、結果として仕事がやりにくくなるパターン
- ・ 多数（Q22②の項を参照）
その他
- ・ 女性同士でも、労働条件などの違いによる差別やいじめがある。

(2) 男性の回答に多くみられた意見

周囲の女性で大変そうなケースを目にする

- ・ 女性が結婚・出産などで学問に力を注げなくなったり、結婚しない女性が孤独に追いやられたりしているのを目にする。

女性への優遇に言及するもの

- ・ 女性が女性であることを利用しているような状況がある。性差別の原因を自ら作っているようなものだと思う。
- ・ 職場に女性が多いので威圧感を感じる。

(3) 男女ともに多くみられた意見

上位の教員の好き嫌い・上位の教員との意見の相違によって学問上の不利益が生じる

- ・ 教授が権力を振りかざし、助手や学生に私的な用事を仕事として押し付けたり、親睦会への出席を強要したりしている。反抗すると脅迫を受ける。
- ・ 教授と意見が異なっていると苦勞することが多い。学位や研究発表の場で不当な扱いを受けた経験がある。
- ・ 院生・助手に対する風当たりが強く、思うように研究をやらせてもらえない。あるいは、実験器具を使用できないようにされる等の研究妨害を受けたことがある。
- ・ 研究成果を上司に横取りされたり、内容に事細かに干渉されたりする。

出身大学・学部、職種による差別

- ・ 外部からの進学者に対して、東大卒との間に明確に差別がある。
- ・ 教員と職員との間に待遇差がありすぎる。非常勤職員に対してだけ冷たくする教員がいる。

その他

- ・ 教授のハラスメントに対する意識が低いのが問題。
- ・ 研究室内の男女関係の問題によって、全体の人間関係に悪影響を与える場合がある。

7-5 Q22 セクハラやアカハラへの対処とその結果、これまでの質問項目では言い尽くせなかった被害の経験など

自由回答を記入したものの122名、うち、女性86名、男性33名、その他3名。

(1) セクハラやアカハラへの対処とその結果

自力で解決できたケース

- ・ 1対1で受けたセクハラについて、研究室の人が大勢いる前で冗談っぽく言及したところ、以後は被害が無くなった。

弁護士・上司等に相談したケース

- ・ (第三者として)他の学生や被害者にじっくりと話を聞き、問題の解決と当事者同士の関係修復につとめた。場合によっては弁護士に協力を仰いだ。
- ・ 相談室に行くと、話は聞いてもらえたが、セクハラ以外は取り扱えないと言われたので、学部と契約している弁護士に相談したり、信頼できる上司に相談したりした。

ハラスメント相談所・部局相談員に相談したケース

- ・ 部局内の相談員に相談したが、満足な結果は得られなかった。話を聞いてくれるだけで実情に変化はない。
- ・ 友人が相談所に行く後押しをしてくれた。相談員が同性だったらよいと思う。
- ・ 部局内の相談員は、部長や課長の立場の人が多く、敷居が高くて相談に行きづらい。また、セクハラに加害者本人が相談員を名乗っている場合もある。
- ・ 相談所に行くためには仕事を休んで行かなければならず、休んだことでそのことが露見するのが怖い。

我慢・無視

- ・ 抵抗するとクビになるので黙って従っている。我慢し続けている。
- ・ 差別を受けたが後輩のためを考えて、逆に職場で積極的に振舞うようになった。
- ・ 仕事上必要なやりとり以外は無視をした。または、笑って流した。
- ・ 不快感を示してみるが相手は自覚がないので気づかない。

報復を受ける等、さらに被害が拡大したケース

- ・ 相談した上司が内容を話してしまい、研究室の皆に知られて辛い思いをした。
- ・ 強い態度で拒絶すると、より風当たりが強くなり、辞職せざるをえなくなった。

(2) これまでの質問項目では言い尽くせなかった被害の経験

交際の強要

- ・ 交際をしつこく迫られ、断るとつきまとわれたり脅されたりした。大量のメールが届いたり、誹謗中傷を受けたりした。
共用スペースにおけるセクハラ
- ・ 同僚のパソコンのデスクトップに卑猥な画像が設定されていたり、机上にフィギュアが飾ってあったりして不快。
- ・ 研究室の共用スペースを私室のように使って、着替えをしたりする人がいる。更衣室が整備されていないのが問題。
- ・ お酒の席で下品な話をする人がいて、不愉快な思いをすることがよくある。
個人的なことを話題にされ不快
- ・ 恋人の有無や結婚などについて根掘り葉掘り聞かれたり、からかわれたりして不快な思いをした。
- ・ 容姿を取りざたされ不快な思いをした。
性別・職種による役割の強要
- ・ お茶くみや弁当の用意、後片付けなどをやっても、声をかけたり気を回してくれる男性はいない。
- ・ 委員会に必ず女性を入れるという方針のために、一部の女性教員に負担が集中し、研究が脅かされる事態になっている。
- ・ 職種による根拠のない上下関係があり、教授は職員や学生を小間使いのように扱っている。
育児と仕事の両立に対する無理解
- ・ 育児休暇を取り、復職後元の職場に戻ろうと思っていたが、強制的に異動させられて給付金も受け取れなくなった。
- ・ 育児に対するサポートが不足していて、周りの人間にもしわ寄せが来ている。
- ・ 周囲が男性ばかりの職場で、服装のことにあれこれ干渉されたり、体調が悪くても会合に無理やり出席させられたりして耐えがたい思いをしている。
女性からのハラスメントについて
- ・ 男性から見て、女性の節度のない服装（過度の露出など）もセクハラと言えるのではないか。
- ・ 同性（女性）の上司から目をつけられ、いじめを受けている。

7-6 Q23 大学でのセクハラやアカハラ、または本調査に対する意見

自由回答を記入したもの 298 名、うち、女性 149 名、男性 147 名、その他 2 名。

(1) 大学への要望

教員等大学構成員の男女比率について

- ・ 大学の構造自体を変えていかなくてはならない。将来的には女性教授の比率をもっと増やすべき。性別に関わらず、能力を客観的に評価するシステムの構築が必要。

出産・育児等へのサポート体制について

- ・ 出産や育児と同様に、介護や病気による休職にも支援をしてほしい。

(2) ハラスメント防止委員会の活動に対する意見

ハラスメントに対する啓発活動について

- ・ 単なる反ハラスメントキャンペーンに終始せず、問題の複雑さについて考えさせるような取り組みが必要。
- ・ 「セクハラ」という言葉は実情に比して生易しすぎる。ハラスメントは犯罪だということをきちんと強調すべき。
- ・ 徹底的な教育が必要。年一回の講習受講を教職員に義務付けてはどうか。
- ・ 何がハラスメントになり、何がそうでないのか、ハラスメントの定義や基準を明確に示してほしい。Q&Aの形式でわかりやすくしてもらいたい。
- ・ 啓蒙活動とは別に、コミュニケーション能力向上を目的とした研修等の活動があるとよいと思う。被害者にもうまい回避の仕方などを教えてほしい。
- ・ 活動の成果もあってか、昔に比べて状況はよくなってきている。問題が広く伝わってきており、今後男女比が変化すればさらに改善するだろう。
- ・ 制度は充実してきているが、そのことに安心されてしまっただけでは困る。

相談所の広報について

- ・ 相談所の存在は知っていたが、連絡先（メールアドレス／電話番号）がわからず、これまで連絡が取れなかった。広報を徹底してほしい。
- ・ 一人で悩んでいる人のために、相談室の存在とそこへ行く勇気を与える適切なルート作りが重要。ポスターはもう少し実用的なデザインの方がいいのでは。
- ・ これまで通りガイダンスなどで委員会や窓口の存在を積極的に広報してほしい。
- ・ 委員会が存在することで、抑止効果になると思う。常に情報を発し続けてほしい。

ハラスメント相談所の組織の仕方について

- ・ 部局相談員、ハラスメント相談所の役割分担、相互関係がわかりにくい。
- ・ 部局相談員や委員が当事者になる場合もある。第三者機関を置くべきではないか。
- ・ 委員会の存在意義をしっかりと示してほしい。必要性がわからない。

被害者支援・加害者への懲罰制度について

- ・ 加害者はきちんと処分し、公表して、意識そのものから変えていってほしい。
- ・ 加害者を処分する場合に、周りには配転、解雇などの理由が知らされないのは問題。名前を伏せても公表すべきではないか。

相談への対応について

- ・ 非常勤職員に対して十分な情報が与えられていない。派遣の職員の訴えに対応してもらえなかった。
- ・ 相談所でアカハラの相談をしたら、セクハラ以外は案件として取り扱えないといわれた。
- ・ アカデミック・ハラスメントは深刻な問題である。セクハラに加えて、柔軟な対応を期待する。
- ・ セクハラ、アカハラのみでなく、出産や育児に関する悩みなどを同性の先輩方に相談できる場を設けてもらいたい。
- ・ WEB上など、直接会わずに文字ベースで訴えられる仕組みが望ましい。

(3) その他、大学でのセクハラやアカハラに対する意見

- ・ 個々人の思いやりや気遣い、社会性の問題であると思う。ハラスメントの起こらない環境作りを心がけたい。
- ・ 相手に対する感情によって、セクハラになるかどうかが決まる。管理者には仕事に集中できる環境を作る努力も求められていると思う。安易な一般化は危険。
- ・ 単純なセクハラに関しては周知が進み、たとえセクハラ行為があったとしても、それを否とすることができる環境が整ってきたと感じる。
- ・ セクハラのは被害者は女性、加害者は男性であるとの偏見がある。男性の被害にはなかなか取り合ってもらえない。
- ・ セクハラには確かに被害者も多いと思うが、冤罪や逆差別につながる場合もあるので、対応には充分考慮してほしい。あまり過剰になりすぎると、意識しすぎて円滑な人間関係が阻害されてしまうのでは。

(4) 本調査についての意見

調査実施に対する肯定的意見

- ・ こういった調査でセクハラ防止の意識が徹底できるので、頑張してほしい。
- ・ 本調査を定期的に続けていくこと自体が有意義だと思う。

調査の活かし方について

- ・ アンケートの結果は、学内広報に載せるだけでなく今後の活動方針にも反映させてほしい。学外にも結果を公表してほしい。
- ・ 本調査の目的がよくわからない。以前にも同様の調査に回答したが、活かされているのか疑問。

調査方法について

- ・ こういったアンケートだけでなく、面談調査や内部調査を行ってもよいのでは。アンケート後、上司の意識が変わった様子は見られない。
- ・ インターネットで回答できるようになるとよいと思う。

個々の質問項目について

- ・ 質問がわかりづらく、答えにくかった。質問が恣意的に感じた。状況によって選択肢に妥当なものがなく答えられないものがあった。
- ・ 男女、教職員、学生の別に応じて、質問項目を変える配慮が必要。特に男性に対してはもっと考慮してほしい。
- ・ パワーハラスメントについても深刻な状況があり、問いかけをしてほしかった。

回答者について

- ・ 回答者を限定せず、全ての学生・教職員（非常勤を含む）に対して実施すべきではないか。派遣の研究者や出入業者にも被害者は存在する。
- ・ 自分は非常勤なので、実情がわからず、回答者として不適だと感じた。

7-7 自由記述について

前2回の調査より多数の回答者が自由記述欄に回答した。大変貴重な意見が多く、ハラスメント防止委員会やハラスメント相談所の今後の活動にぜひとも役立てていきたいと考えている。また、アカデミック・ハラスメントに関する記述が多く見られたことは、現在審議中のアカデミック・ハラスメント防止対策の重要性を示している。自由記述欄で表明された意見にはハラスメントや対策について問題点やその改善策が具体的に記述されているので、それを広く学内で共有するために、回答者に不利益が及ばないよう慎重に配慮した上で、意見をまとめて紹介した。

聴取に応じると回答して連絡先を記載された方や、具体的な被害の状況を述べて「助けてほしい」などと記された緊急性の高いケースについては、ハラスメント相談所から早急に連絡をとるなどして、すでに対応をとりつつある。

セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査

- ◎ 記入したアンケートは、同封の返信用封筒に入れて厳封し、7月18日(月)までに投函して下さい。
- ◎ 返信は東京大学人事部気付、東京大学ハラスメント防止委員会アンケート調査小委員会へお願いいたします。

質問等問合わせ先

東京大学人事部職員課勤務環境チーム
 (担当) 米山 TEL 03-5841-2037
 大木 TEL 03-5841-2171

● 記入にあたってのお願い

- ・ Q1 から順にお答え下さい。一部の方だけにお答えいただく質問もありますので、その場合は、矢印や指示にしたがってお進み下さい。
- ・ 回答は、質問ごとに用意してある答えの中からあてはまるものの番号に○をつけて下さい。
- ・ 「その他」を選んだ場合は、その番号に○をつけたうえ、() 内あるいは余白にその具体的な内容をご記入下さい。
- ・ 回答は (○は1つ) (○は2つまで) (○はいくつでも) など末尾で指定された範囲でお答え下さい。

Q1 大学におけるセクシャル・ハラスメント (以下、セクハラと略す) の問題は重要だと思いますか。

(○は1つ)

1	2	3	4	5
非常に重要である	重要である	あまり重要でない	誇張されている	わからない

Q2 セクハラ問題について、あなたはどこで情報や知識を得ましたか。該当するものに○をつけて下さい。

(○はいくつでも)

1 専門的な雑誌や専門書などで	8 学内のポスターで
2 新聞や週刊誌、総合雑誌などで	9 学内広報で
3 テレビやラジオなどで	10 東京大学が発行したリーフレットで
4 高校や大学の授業で	11 東京大学のホームページで
5 講演会などの催しで	12 その他〔具体的に
6 友人との会話で	13 今までに聞いたことがない
7 家族との会話で	

Q 3 あなたは、東京大学がセクハラ防止に取り組んでいることを知っていましたか。(○は1つ)

1 よく知っていた	2 漠然と知っていた	3 知らなかった
		↳ Q 4 へ

Q 3-1 (Q 3で1または2と答えた方にお聞きします。)それは、何で知りましたか。(○はいくつでも)

1 学内のポスターで	6 会議の場で
2 学内広報で	7 ガイダンスおよび研修で
3 東京大学が発行したリーフレットで	8 その他 (具体的に
4 友人、知人から聞いて)
5 東京大学のホームページで	

Q 4 あなたは以下のような行為についてどう感じますか。a) ~j) のそれぞれについて、該当するものに1つずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1つずつ)

	セクハラになる	繰り返し行われればセクハラになる	セクハラではない	わからない
a) 酒席で隣に座るように言う	1	2	3	4
b) 容姿、体型、年齢、服装、化粧などについて話題にする	1	2	3	4
c) 恋人の有無、婚姻関係、子どもの有無など私生活について尋ねる	1	2	3	4
d) 仕事や研究に関わらない内容の長文メールを毎日のように送信する	1	2	3	4
e) 胸やお尻、足など身体の一部をじっと見つめる	1	2	3	4
f) パソコン操作を教える際、マウスの上から手を乗せる	1	2	3	4
g) 「女は愛嬌があったほうがいい」「男ならしっかりしろ」などと言う	1	2	3	4
h) 食事やデートに誘う	1	2	3	4
i) 水着写真や性的画像をパソコンの壁紙やスクリーンセーバーとして設定する	1	2	3	4
j) 上半身裸や下着に近い格好で歩き回る	1	2	3	4

【説明】

「セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)」とは、他の人を不快にさせる性的な言動です。性的な言動はさまざまであり、性的な欲求や関心に基づく言動だけでなく、性別役割分担意識に基づく言動も含まれます。不快かどうかは、相手の認識にかかっています。

Q5 セクハラに関するあなたの率直なご意見をお聞かせ下さい。a)～i)のそれぞれについて、該当するものに1つずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	正直そういう気持ちもある	どちらとも言えない(わからない)	そうは思わない
a) 性的なジョークや話題を規制すると、人間関係が窮屈になる	1	2	3	4
b) 生活の中で「女らしさ」や「男らしさ」はあって当然なもの	1	2	3	4
c) さまざまな能力・適性において、男女差はある	1	2	3	4
d) 相手が女性か男性かで、おのずと(仕事や研究への)期待や要求に違いがでてくる	1	2	3	4
e) セクハラ行為は受ける側にも責任がある	1	2	3	4
f) 異性関係で、男性が多少強引になるのは仕方がない	1	2	3	4
g) 自分の好意を「セクハラ行為」と受け取られたら不快で、腹が立つ	1	2	3	4
h) 誤解やぬれ衣、悪意で、セクハラ冤罪が増えないか心配だ	1	2	3	4
i) できれば「セクハラ」などの問題には係わり合いたくない	1	2	3	4

Q6 もしあなたが、指導教員などから次のような行為をされた場合、どのように対応するでしょうか。想像で構いませんのでお答え下さい。a)～d)のそれぞれについて、該当するものに1つずつ○をつけて下さい。(○はそれぞれ1つずつ)

	イヤだとはっきり意思表示・抗議する	無視する 避ける 逃げる	それとなくイヤなことを伝える	我慢する 従う
a) 「性的な話題」や「性による決めつけ」や「差別的発言」に不快感を感じた場合	1	2	3	4
b) 望んでいないのに食事や映画などの個人的な誘いをうけた場合	1	2	3	4
c) 手を握られたり、腰や肩に手を回されたり、必要以上になれなれしくされた場合	1	2	3	4
d) 「セクハラ行為」を拒否、抗議して、逆に非難(攻撃・報復)された場合	1	2	3	4

Q7 あなたは東京大学、またはそれに準じた場（サークルやゼミのコンパ、学会など）で、大学の構成員（教職員・院生・学生）または関係者から、次のようなセクハラ行為を受けたことがありますか。または、そのような行為を目撃したり、見聞したり、相談を受けたことがありますか。(1)～(9)のそれぞれについて、該当するすべてに○をつけて下さい。(○はそれぞれいくつでも)

	受けたことがある	目撃したことがある	相談を受けたことがある	聞いたことがある	見聞したことはない
(1) 言葉で 容姿・体型・服装・年齢・化粧などをことのほか話題にされた、望まない性的な話題や猥談を聞かされた、など。	1	2	3	4	5
(2) 不快な性的行為で いやらしい目つきで身体を見られたり、了解なく写真を撮られた、性的経験（の有無）や私生活を詮索されたり、噂を流された、必要以上に近づかれたり、なれなれしい態度をされた、手、足、髪、肩、腰に触れられた、など。	1	2	3	4	5
(3) 性的な暴力行為で 強引に抱きつかれたり、胸を触られたり、キスをされた、トイレや更衣室などを覗かれた、盗撮された、など。	1	2	3	4	5
(4) 性的な暴力行為で 性的行為の強要、または未遂、など。	1	2	3	4	5
(5) 交際の強要で 食事や映画にしつこく誘われた、しつこく電話やメールをされた、自宅に押しかけられた、つきまとわれた、など。	1	2	3	4	5
(6) 性別役割の強要で お茶くみやお酌をさせられた、カラオケでデュエットを強要された、酒席などで席順を強制された、準備・後片付けなどを特定の性別にのみさせた、「女の子」扱いした、「男のくせに」「女のくせに」などと言った、など。	1	2	3	4	5
(7) 職場でまたは教育研究などの場で 「女性は昇進しなくてもよい」「女性はどうせ結婚すれば辞めるから、責任のある仕事は任せられない」などと言った、性別の違いで仕事や研究条件に関して態度を変えた、など。	1	2	3	4	5
(8) 教職員が女子の学生、大学院生に対して 「女性が勉強してどうする」「どうせ女性は結婚すれば仕事をやめるから、職探しも適当でいい」などと言った、性別の違いで研究指導や就職・進路相談の態度を変えた、など。	1	2	3	4	5
(9) 不特定多数に対して 人前で着替えた、人前で裸で歩いたり走ったりした、性的に不快な言葉や写真などを提示した、部室や研究室にヌードカレンダーやポルノ雑誌などを目に触れるように置いた、パソコンやインターネットを通じてヌード写真やポルノ写真を見ていた、など。	1	2	3	4	5

↓
【(1)～(9)で「1 受けたことがある」に1つでも○をつけた方はQ8へ、それ以外の方は7頁のQ17に進んで下さい。】